

平成28年12月2日

記者発表配付資料

- 平成28年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 平成28年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 平成28年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 平成28年度12月補正予算（案）の概要

平成28年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 23件

平成28年度補正予算 ----- 8件

条例その他議案 ----- 15件

1 平成28年度補正予算 ----- 8件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	10,905,928千円	481,211,235千円
特別会計	279,376千円	228,341,327千円
企業会計	△3,339千円	19,464,587千円

2 条例その他議案 ----- 15件

条例議案 ----- 8件

その他議案 ----- 7件

平成28年12月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 6 号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 7 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 8 号 平成28年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 9 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 平成29年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 18 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 22 号 新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 23 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案

平成28年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 9 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定（2.95月→3.00月）をしようとするもの

第 10 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、県立病院課、教職員・福利課、警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月19日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするもの

第 11 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

(職員厚生課)

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正を考慮し、退職した職員が失業している場合の退職手当について、65歳以降に新たに雇用される者も支給対象とするとともに、同法において新設される求職活動支援費の額に相当する金額を支給することとするほか、65歳以上の受給資格者について、就業促進手当、移転費及び求職活動支援費の支給対象とする等必要な改正をしようとするもの

第 12 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、県民税、法人の事業税、自動車税及び地方消費税について必要な改正をし、及び自動車取得税を廃止しようとするもの

第 13 号 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例議案

(環境共生課)

高知県自然保護基金により取得した土地について、優れた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めるときは、基金に属する土地を処分することができることとするよう必要な改正をしようとするもの

第 14 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

(公園下水道課)

新たに室戸広域公園に設置する屋内運動場の利用に係る料金を定める等必要な改正をしようとするもの

第 15 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案

(高等学校課)

県立高等学校再編振興計画で定めた高知南中学校・高等学校及び高知西高等学校を統合する新たな中高一貫教育校並びに須崎高等学校及び須崎工業高等学校を統合する新たな高吾地域拠点校を設置するに当たり、学校名をそれぞれ高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校にしようとするもの

第 16 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(運転免許センター)

道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部改正に伴い、75歳以上の者が認知機能が低下した場合に起こしやすい一定の違反行為をした際に、臨時に認知機能検査を受けることが義務付けられることから新たに当該検査等に係る手数料を徴収することとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許が設けられることから、新たにこれらの免許に係る運転免許試験等の手数料の額を定め、併せて運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)の一部改正等を考慮して運転免許等に係る手数料の額を改定しようとするもの

第 17 号 平成29年度当せん金付証券の発売総額に関する議案

(財政課)

平成29年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 18 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案

(県民生活・男女共同参画課)

こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
こうち男女共同参画センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市旭町三丁目115番地
公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
- (3) 指定期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

第 19 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案

(雇用労働政策課)

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立地域職業訓練センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市布師田3992番地 4
高知県職業能力開発協会
- (3) 指定期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

第 20 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案

(港湾・海岸課)

高知港係留施設等の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知港係留施設等
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田字新港4700番地
高知ファズ株式会社
- (3) 指定期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

第 21 号 療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案

(障害保健福祉課)

療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,863,000,000円
- (4) 契約の相手方
高知市仁井田1631番地 8
関西新洋西山・開洋特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
平成30年8月26日

第 22 号 新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案

(高等学校課)

新中高一貫教育校校舎新築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
新中高一貫教育校校舎新築主体工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,461,412,800円
- (4) 契約の相手方
高知市八反町一丁目4番31号
三宝・アーキテック特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
平成30年3月20日

第 23 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案

(私学・大学支援課)

高知県公立大学法人に係る第2期中期目標を定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、県議会の議決を求めるもの

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月19日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事委員会勧告」という。）の趣旨を考慮し、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものである。

2 対象条例

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (4) 公立学校職員の給与に関する条例
- (5) 警察職員の給与に関する条例

3 主要な内容

- (1) 人事委員会勧告と同一の内容

ア 期末手当及び勤勉手当

- ・一般職員の年間支給月数を3.95月から4.05月とする。（+0.10月）

区 分		6月期	12月期	合 計
現 行		期末手当 1.20月 勤勉手当 0.70月 計 1.90月	期末手当 1.35月 勤勉手当 0.70月 計 2.05月	期末手当 2.55月 勤勉手当 1.40月 計 3.95月
改 正 後	平成28年度	期末手当 1.20月 勤勉手当 0.70月 計 1.90月	期末手当 1.35月 勤勉手当 <u>0.80月</u> 計 <u>2.15月</u>	期末手当 2.55月 勤勉手当 <u>1.50月</u> 計 <u>4.05月</u>
	平成29年度以降	期末手当 1.20月 勤勉手当 <u>0.75月</u> 計 <u>1.95月</u>	期末手当 1.35月 勤勉手当 <u>0.75月</u> 計 <u>2.10月</u>	期末手当 2.55月 勤勉手当 <u>1.50月</u> 計 <u>4.05月</u>

(注) 特定幹部職員に係る各支給月の勤勉手当の支給月数は、それぞれ期末手当から0.2月を振り替えたものとなる。

- ・再任用職員 2.075月 → 2.125月（+0.05月）
- ・特定任期付職員及び任期付研究員 2.985月 → 3.060月（+0.075月）

イ 初任給調整手当

医師等の支給限度額を国に準じて引上げ

区 分	支給限度額	
	現 行	改正後
医師又は歯科医師	413,300円	413,800円
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職	67,300円	67,400円

※給料表の改定はなし（公民較差が小さいため）

(2) 人事委員会勧告の趣旨を考慮しつつ、勧告内容を修正する内容（扶養手当）

平成29年度からの扶養手当の見直しのうち、職員に配偶者がいない場合の1人目の子について、人事委員会勧告では、2年間で見直しを完了すること（下表①）としているが、

ア 対象となる職員は、いわゆるひとり親世帯に該当するケースが多いと考えられ、特に配慮が必要であること

イ このため、他の区分と同様に4年間で見直しを完了することが適当であること（下表②）

ウ これに伴い、来年度以降の人員費総額や公民較差への影響が生じないようにする必要のあることから、対象職員が少ない行政職給料表7級以上及びこれらに相当する職務の級の職員の扶養手当の月額について、減額すること（下表③、④）から、下表のとおり人事委員会勧告を見直すもの。

●人事委員会勧告

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表6級以下		13,000円	11,500円	10,000円	8,500円	6,500円
	行政職給料表7級以上		13,000円	10,000円	6,500円	3,500円	(支給しない) ③
子			6,500円	7,500円	8,500円	9,500円	10,000円
父母等	行政職給料表6級以下		6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	行政職給料表7級以上		6,500円	6,500円	6,500円	3,500円	(支給しない) ③
職員に配偶者がいない場合の1人目	子		11,000円	10,500円	10,000円	10,000円	10,000円 ①
	父母等	行政職給料表6級以下	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円	6,500円
		行政職給料表7級以上	11,000円	9,000円	6,500円	3,500円	(支給しない) ③



●改正案

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表6級以下		同上	同上	同上	同上	同上
	行政職給料表7級以上		同上	8,500円	5,000円	2,000円	同上 ④
子			同上	同上	同上	同上	同上
父母等	行政職給料表6級以下		同上	同上	同上	同上	同上
	行政職給料表7級以上		同上	同上	5,000円	2,000円	同上 ④
職員に配偶者がいない場合の1人目	子		同上	11,000円	10,500円	10,500円	同上 ②
	父母等	行政職給料表6級以下	同上	同上	同上	同上	同上
		行政職給料表7級以上	同上	8,500円	5,000円	2,000円	同上 ④

3 施行期日等

平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

高知県税条例等の一部を改正する条例について

税務課

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が公布されたこと等により地方税法（昭和25年法律第226号）等が一部改正されること等に伴い、高知県税条例等について必要な改正をしようとするもの。

2 主な改正項目

(1) 地方消費税

地方消費税の税率の78分の22（消費税率換算2.2%）への引上げ期日を2年半延期するとともに、軽減税率制度を導入

- 税率引上げの期日 平成29年4月1日 → 平成31年10月1日
- 軽減税率 飲食料品（酒類・外食除く）及び週2回以上発行される定期購読契約のある新聞についての税率は、国・地方合わせて8%とする
- 施行期日 公布の日

(2) 個人県民税

消費税率引上げの延期に伴い、住宅ローン控除の適用期限を2年半延長

- 控除の対象となる期間（以後10年間、控除の対象となる）
平成31年6月30日までの居住 → 平成33年12月31日までの居住
- 施行期日 公布の日

(3) 車体課税

ア 自動車取得税の廃止及び自動車税の環境性能割の創設

消費税率引上げに伴い、自動車取得税を廃止するとともに、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するため、自動車税に環境性能割を創設

	自動車取得税		自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割
課税客体	自動車の取得（二輪車、大型及び小型特殊自動車を除く）		三輪以上の普通自動車及び小型自動車	三輪以上の軽自動車
課税標準	自動車の取得価額		自動車の取得価額	
納税義務者	自動車の取得者		自動車の取得者	
税率	3%（軽自動車等は2%） （燃費等に応じて非課税～20%軽減となるエコカー減税あり）		燃費等に応じて 0～3%	燃費等に応じて 0～2%（当分の間）

税率の例	トヨタ プリウス	3%（エコカー減税で非課税）	0%（非課税）	—
	スバル フォレスター	3%（20%軽減）	3%	—
	日産 デイズ	2%（60%軽減）	—	1%

※ 税率区分は平成31年度税制改正において見直され、その後も技術開発の動向等を踏まえ、2年ごとに見直し

- 従来の自動車税を自動車税の種別割とする
- 施行期日 平成31年10月1日

イ 自動車税のグリーン化特例の見直し

自動車税のグリーン化特例について、1年間延長（軽課分については、基準切替えと重点化を併せて行う）

	現 行		改正後（平成29年度分）
○ 軽 課			

対 象 車	内 容
電気自動車等	
27年度燃費基準 +20%達成車 (32年度燃費基準達成)	税率を概ね 75%軽減
27年度燃費基準 +10%達成車	税率を概ね 50%軽減

➔

対 象 車	内 容
電気自動車等	
32年度燃費基準 +10%達成車	税率を概ね 75%軽減
27年度燃費基準 +20%達成車	税率を概ね 50%軽減

- 施行期日 平成29年4月1日

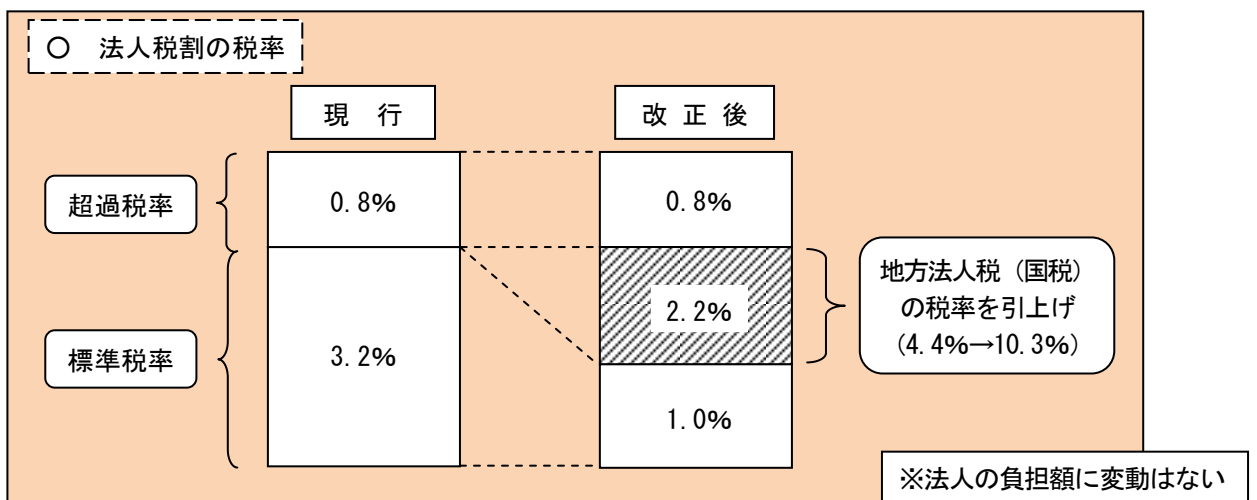
(4) 法人課税

ア 法人県民税法人税割の税率の引下げ

地域間の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人県民税法人税割の税率を引下げ

- 標準税率 3.2%→1.0%、超過税率 4.0%→1.8%

※ 税率引下げ分は、地方法人税の税率引上げにより国税化、地方交付税原資化される
地方法人税の税率…4.4%→10.3%（県民税(2.2%)＋市町村民税(3.7%)の引下げ分）



イ 地方法人特別税・譲与税の廃止

地方法人特別税・譲与税が廃止されることに伴い、事業税の税率を引き下げる措置を廃止

- 施行期日 ア、イとも平成31年10月1日（同日以後に開始する事業年度から適用）

制度改正等に伴う影響額

(単位：百万円)

		制度改正 (新設・廃止含む)	延長
地方消費税	税率引上げ（軽減税率による影響を含む）	3,130	—
	税率（消費税率換算）1.7%→2.2%	3,600	—
	軽減税率制度の導入	△470	—
個人県民税	住宅ローン控除の適用期限の延長	—	△150
自動車取得税	自動車取得税の廃止	△578	—
自動車税	環境性能割の創設	370	—
軽自動車税		107	
法人県民税	法人税割の税率引下げ	△823	—
	（地方法人税の税率引上げ）	交付税原資として配分	
法人事業税	地方法人特別税の廃止	5,501	—
	（地方法人特別譲与税の廃止）	△10,246	—

※ 地方消費税の影響額の税率の引上げに伴う増加額は27年度決算額をもとに、軽減税率による減収額は総務省算出の全国の影響額をもとに算出。

※ 個人県民税の影響額及び自動車取得税の廃止の影響額は、27年度の決算額。

※ 自動車税及び軽自動車税の環境性能割の創設の影響額は、29年度施行の場合で総務省算出の全国の影響額をもとに算出。31年度税制改正で税率区分の見直しが行われるため、施行時点では変動する可能性がある。

※ 法人県民税の影響額は、26年10月に施行された税率改正の影響を除くため、26年度決算額より算出。地方法人特別税及び譲与税の影響額は、26年10月に施行された税率改正後の税額が全額廃止となるため、税率改正後の28年度見込額より算出。

高知県自然保護基金条例の一部改正について

1 基金の設置目的

優れた自然を保護するとともに、その利用の増進のために必要のある土地を取得するもの。

2 基金の現況 (H27 決算時点)

市町村	主たる字	面積	取得価額	購入時期
高知市	五台山	7,891.74 m ²	54,500,000 円	S48・49
室戸市	室戸岬町、羽根町	91,908.09 m ²	124,824,761 円	S49～57
土佐市	竜	122,606.00 m ²	61,889,000 円	S50・57
須崎市	浦ノ内福良	104,544.00 m ²	22,307,000 円	S47
宿毛市	沖ノ島	5,332.00 m ²	587,000 円	S49
土佐清水市	足摺岬、松尾、三崎、爪白、大津	262,588.93 m ²	515,955,077 円	S47～H9
香美市	物部町別府	153,720.00 m ²	4,078,000 円	S56
東洋町	河内	43,531.00 m ²	24,457,000 円	S56
大月町	小才角、才角、古満目、赤泊、柏島	24,999.25 m ²	4,382,758 円	S49～H4
基金に属する土地		817,121.01 m ²	812,980,596 円	
現金			99,119,404 円	
総計			912,100,000 円	

3 条例改正の概要

- ・ 高知県自然保護基金条例に、優れた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めるときは、基金に属する土地を処分することができる規定を盛り込む。
- ・ 基金財産が目減りすることになる無償譲渡や取得価額よりも低い価額で売却することは異例のことであるため、県議会の議決を要することとする。

4 条例改正の理由

高知県自然保護基金は、基金の設置目的に従い土地を取得する基金であり、昭和 46 年の設置以来、県内の約 82 ヘクタールの土地を取得し、国立公園、国定公園又は県立公園の景観維持、園地用地などの用途に利用することにより、優れた自然の保護とその利用の増進に貢献してきた。

取得した基金に属する土地については、売却や譲渡などの処分を行うことを想定していなかったため、基金に属する土地の処分規定を条例に設けていなかったが、昨今、県内の市町村の観光資源の掘り起こしにより、県が自然保護基金で取得した土地を購入し、又は無償譲渡を受け、基金の目的である優れた自然の保護を行いつつ、利用の増進に努めたいという要望がある。

具体的には、第 3 期高知県産業振興計画地域アクションプランの「竜串地域観光再生プロジェクト」として、国内の有名アウトドア用品メーカーの監修による爪白キャンプ場の整備を行うこととしており、土佐清水市から基金に属する爪白園地の無償譲渡を受けたいという提案があったもので、当該事業は、優れた自然の保護及び利用の増進に効果があると見込まれている。

このため、上記の条例改正を行うものである。

なお、当該規定は、高知県土地開発基金条例の規定に準ずるものであり、本県のこれまでの基金条例の運用に沿うものである。

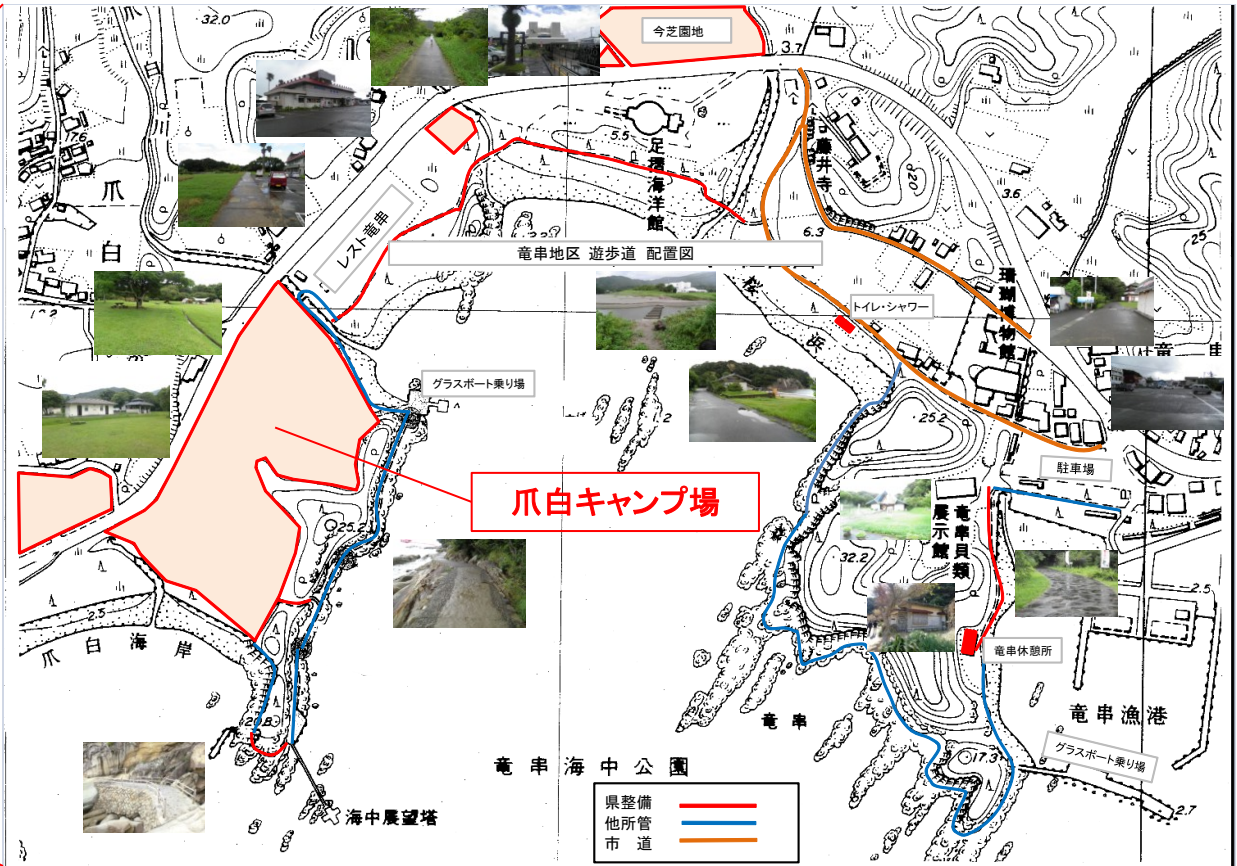
5 施行日

公布の日から施行する（土地の無償譲渡議案は次回以降の定例会に提案予定）。

土佐清水市竜串(爪白キャンプ場)

実施主体： 土佐清水市

- 国立公園内の爪白園地県有地を新たなキャンプ場にニューアル、再整備。
- 整備後の運営は、指定管理を予定。
- 市は県有地及び県施設を無償による提供を希望。



室戸広域公園屋内運動場の新設について

公園下水道課

1 整備計画の概要

現在の野球場北側の広場等のあった位置に、2階建ての附属棟を備えた 2,500 m²の屋内運動場を新たに建設し、平成 29 年 2 月 1 日から供用を開始する。

2 屋内運動場工事の概要

- ・ 本体工事 アリーナ棟：鉄筋コンクリート造一部木造 平屋建 延床面積 2,546.25 m²
附属棟：鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 764.18 m²
- ・ 付帯工事：電機設備、機械設備、外構工事
- ・ 工期：平成 27 年 7 月 17 日～平成 28 年 11 月 7 日（480 日）
平成 28 年 12 月 16 日（工期延長 39 日）（平成 28 年 2 月 8 日変更契約・専決処分）
- ・ 契約額：1,150,200,000 円（平成 27 年 6 月議会議決済）
1,172,870,280 円（平成 28 年 2 月 8 日増額変更契約・専決処分）
- ・ 受注業者：和建設株式会社

（完成予想図）



（施設の位置）



3 施設概要

(1) アリーナ棟

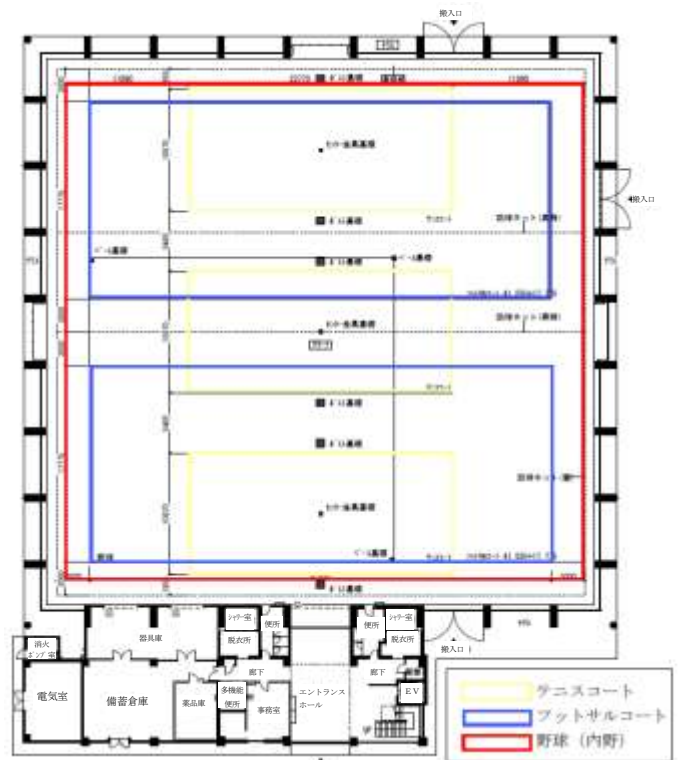
- ・ 競技場（人工芝）
（野球内野面 1面）
（フットサルコート 2面）
（テニスコート 3面）

(2) 附属棟

- ・ 会議室 3室
- ・ 備蓄倉庫
- ・ シャワー室
- ・ 太陽光パネル
- ・ 自家発電機

※ 当該公園は南海トラフ地震発生時における安芸エリアの総合防災拠点（広域拠点）として活用されることが予定されており、屋内運動場は下記の用途に用いることを予定している。

- ・ 広域医療搬送患者の収容
- ・ 全国からの支援物資集積・荷捌
- ・ 備蓄
- ・ 薬品等の保管
- ・ 災害対策本部等との連絡調整・情報通信拠点



高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案説明資料

公園下水道課

1 改正の趣旨

室戸広域公園に新設される屋内運動場及び既存のピッチングマシンについての利用料金を設定するもの。

2 改正内容

- (1) 新設される屋内運動場は平成29年2月1日より供用開始されるため、屋内運動場、照明設備及び会議室の利用料金を新たに設定する。
- (2) ピッチングマシンについては現在無料で提供しているが、合宿利用の増加に伴う維持修繕費の増加が予想されることから、利用料金を新たに設定する。

3 料金及びその算定基準

(1) 屋内運動場 (2,500㎡) 単位：円

区 分			利 用 料			
			基本利用料			時間外利用料 (1時間当たり)
			午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	5,310	6,370	10,620	1,850
		半面	2,650	3,180	5,310	920
		1/3面	1,770	2,120	3,540	610
	その他の者	全面	10,620	12,750	21,250	3,710
		半面	5,310	6,370	10,620	1,850
		1/3面	3,540	4,240	7,080	1,230
アマチュアスポーツ以外のもの		全面	53,120	63,750	106,250	18,590
		半面	26,560	31,870	53,120	9,290
		1/3面	17,700	21,240	35,410	6,190

同等類似施設である春野総合運動公園屋内運動場の1㎡当たりの額に基づき設定した。

春野総合運動公園 屋内運動場 (3,463㎡ アマチュアその他の者全日利用料金 29,450円) ㎡当たり 約8.5円
 $8.5円 \times 2500㎡ = 21,250円$

(2) 屋内運動場照明設備 単位：円

区 分	単位	利用料
屋内運動場照明設備	全面	930
	1/4面	240

電気料金及び減価償却費用に基づき設定した。

(3) 屋内運動場会議室 (127.8㎡) 単位：円

区 分	単位	利用料	冷暖房費
会議室	全面	970	230
	1/3面	330	80

利用料は、建設費用及び維持管理費用に基づき設定した。

(参考) 室戸広域公園 屋内運動場会議室 (127.8㎡ 1時間利用料金 970円) ㎡当たり 約7.6円
 県立弓道場大会議室 (92.8㎡ " 610円) " 約6.6円
 春野総合運動公園体育館大会議室 (76㎡ " 680円) " 約8.9円

冷暖房費は、電気料金及び維持管理費に基づき設定した。

(4) ピッチングマシン 単位：円

区 分		利 用 料			
		基本利用料			時間外利用料 (1時間当たり)
		午前	午後	全日	
ピッチングマシン (1台当たり)	児童・生徒	270	330	550	90
	その他の者	550	660	1,100	190

購入費用及び維持管理費用に基づき設定した。

(参考) 春野総合運動公園 ピッチングマシン全日利用料金 児童・生徒550円、アマチュアその他の者1,100円

*上記(1)～(4)の料金に消費税を加えた額(10円未満は切捨)を納付

運転免許等に関する手数料の標準(改正箇所のみ抜粋)

1 令第43条第1項関係

手数料の種類	区分	改正案			現行			増減	
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計		
運転免許試験 (法第97条関係)	大型自動車免許、中型自動車免許又は 準中型自動車免許 に係る試験	650	3,750	4,400	650	3,750	4,400	+0	
		(3,100)	(3,950)	(7,050)	(3,450)	(3,950)	(7,400)	-350 ※2	
		技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	550	1,050	1,600	550	1,050	1,600	+0
		うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	550	1,350	1,900	550	1,350	1,900	+0
検査 (法第89条第3項関係)	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は 準中型自動車仮運転免許 を受けている者に対する検査	350	3,700	4,050	350	3,300	3,650	+400 ※3	
		(2,800)	(3,900)	(6,700)	(3,150)	(3,500)	(6,650)	+50	
再試験 (法第100条の2関係)	準中型自動車免許 に係る再試験	650	1,350	2,000				新設	
		(3,100)	(1,550)	(4,650)					
技能検定員審査手数料 (法第99条の2第4項第1号イ関係)	大型自動車免許、中型自動車免許又は 準中型自動車免許 に係る技能検定員審査	3,200	19,900	23,100	3,550	19,900	23,450	-350 ※2	
教習指導員審査 (法第99条の3第4項第1項イ関係)	大型自動車免許、中型自動車免許又は 準中型自動車免許 に係る教習指導員審査	2,950	11,650	14,600	3,300	11,650	14,950	-350 ※2	
講習	取得時講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は 準中型自動車免許(普通免許保有者) に係る講習 (法第108条の2第1項第4号関係) ※1	2,100	2,000	4,100	2,650	2,000	4,650	-550 ※4
		準中型自動車免許(普通免許非保有者) に係る講習 (法第108条の2第1項第4号関係) ※1	1,750	1,650	3,400				新設
	初心運転者講習 (法第108条の2第1項第10号関係) ※1	準中型免許 に係る講習	600	1,550	2,150				新設
	高齢者講習(70歳以上75歳未満の者に対するもの) (法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	1,650	3,000	4,650	1,950	3,650	5,600	-950
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	550	1,450	2,000	700	1,550	2,250	-250
	高齢者講習(75歳以上の者に対するもの) (法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(第3分類の者)	1,650	3,000	4,650	1,800	3,400	5,200	-550
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(第1分類の者又は第2分類の者)	1,900	5,650	7,550	1,800	3,400	5,200	+2,350
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)	1,450	4,200	5,650				新設
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(第3分類の者)	550	1,450	2,000	700	1,550	2,250	-250
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(第1分類の者又は第2分類の者)	850	3,450	4,300	700	1,550	2,250	+2,050
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)	400	2,000	2,400				新設	

備考1 ()内の金額は、技能試験において公安委員会が提供する自動車を使用する場合の金額である。

2 ※1の講習は、講習1時間当たりの金額を示している。

※2の手数料が減額された理由は、車両単価の安い準中型車が追加されたことにより、物件費に係る車両1台の購入価格(大型車、中型車及び準中型車を合計した価格の平均値)が減少したことによるもの。

※3の手数料が増額された理由は、人件費及び物件費の見直しによるもの。

※4の手数料が減額された理由は、前記※2の理由に加えて、受講者数の増加により一人当たりの単価が減少したことによるもの。

2 令第43条第2項関係(技能検定員審査手数料の減額)

大型自動車免許、中型自動車免許又は**準中型自動車免許**に係る技能検定員審査

免除される審査細目	改正案			現行			増減
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
技能検定員として必要な自動車の運転技能及び自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能のいずれをも免除される場合	2,950	10,200	13,150	3,300	10,200	13,500	-350

3 令第43条第3項関係(教習指導員審査手数料の減額)

大型自動車免許、中型自動車免許又は**準中型自動車免許**に係る教習指導員審査

免除される審査細目	改正案			現行			増減
	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	合計	
教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能のいずれをも免除される場合	2,700	5,150	7,850	3,050	5,150	8,200	-350

リスクの高い運転者への対策

高齢運転者 対策の推進

1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

● 臨時認知機能検査

ポイント
1

改正前は3年に1度の免許証の更新のとき
だけ受けることとされていた認知機能検査につ
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず
に、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、
新設された「臨時認知機能検査」を受けなけ
ればなりません。

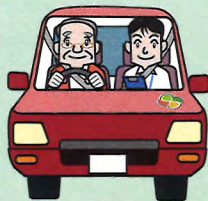


【一定の違反行為の例】

- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

● 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下
が運転に影響するおそれがあると判断され
た高齢者は、新設され
た「臨時高齢者講習
」（個別指導と実車
指導）を受けなければ
なりません。



一定の違反行為をしたとき

75歳以上

一定の違反行為

新設

臨時認知機能検査

ポイント
1

認知症のおそれ

ポイント
2

等

認知機能検査の結果が
悪くなっている場合

新設

臨時 高齢者講習

- ・実車指導(1時間)
 - ・個別指導(1時間)
- 計2時間

※手数料:5,650円

臨時適性検査
又は
診断書提出命令

運転免許証を更新するとき

75歳以上

更新時の認知機能検査

認知症のおそれ

ポイント
2

認知機能の低下のおそれ

認知機能の低下のおそれなし

高齢者講習 (高度化)

- ・実車指導
 - ・個別指導 など
- 計3時間

※手数料:7,550円

高齢者講習 (合理化)

- ・実車指導 など
- 計2時間

※手数料:4,650円

2. 臨時適性検査の 見直し

ポイント
2

改正前と異なり、認知機能検査で認知症の
おそれがあると判定された方は、違反の有無を
問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査
で認知症のおそれがあると判定された方は、
臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、
命令に従い主治医
等の診断書を提出しな
ければなりません。

※医師の診断の結果、認知
症と判断された場合は運
転免許の取消し等の対象
となります。



3. 高齢者講習の 合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低
下のおそれがないと判定された方に対して
は2時間に合理化(短縮)されます。その他
の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習
となります。



平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

裏面もご覧ください!

18歳から取得可能な免許

準中型免許 の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

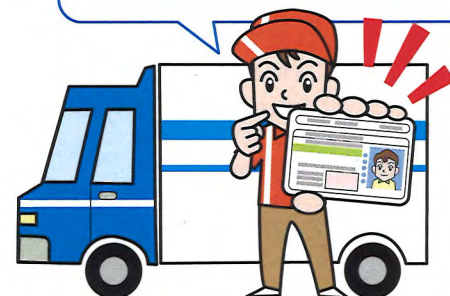
改正前

車両総重量	5トン	11トン
最大積載量	3トン	6.5トン
普通自動車 普通免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年

改正後

車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン
普通自動車 普通免許 18歳以上	準中型自動車 準中型免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年

18歳から
普通免許なしでもOK!



(仮称) 子ども総合センターの整備について



障害保健福祉課・児童家庭課

【予算額】 H27当初 325,097千円 → H28当初 1,606,207千円

子どもに関する相談支援機能の強化

現状と課題

- 児童虐待や非行などの問題に発達障害が関係するなど、子どもや家庭をめぐる問題は、より複雑・多様化
- 発達障害に関する専門医師が少なく、療育福祉センターに受診が集中（受診者は14年で5.1倍に増加）
- 非行相談件数の割合が全国に比べ高い水準
- 療育福祉センターと中央児童相談所の建物は、ともに老朽化が著しく、南海トラフ地震に備え、安全確保の対策が必要
 - ・療育福祉センター（昭和49年度建築）
 - ・中央児童相談所（昭和55年度〃）
- 一時保護所は、施設が狭隘化
 - ・非行の子どもと虐待を受けた子どもを混合処遇せざるを得ない
 - ・夜間緊急保護スペースなどが不足



- ➔ 老朽化が著しい療育福祉センターと中央児童相談所の建物は、早期に耐震性の高い建物に改築することが必要
- ➔ 改築にあたっては、両機関が子どもや保護者のニーズに迅速に対応し、それぞれの専門的な支援機能を相互に連携させ、より効果的な支援を可能とすることが必要



療育福祉センターと中央児童相談所の建物を同一の場所に一体的に整備（合築）

両機関の連携を強化し、発達障害児やその保護者などへの支援を充実！

児童虐待や非行問題への対応を強化するため一時保護所などの機能を充実！

今後の取り組み

H25	H26	H27	H28	H29	H30
基本設計等					
	実施設計等				
		南棟建設工事等			
			北棟建設工事等		



(仮称) 高知県子ども総合センター

【施設の概要】

- 場所：高知市若草町（現在の療育福祉センター敷地）
- 構造：鉄筋コンクリート3階建2棟（耐震構造）
- 南棟 1階：病棟（19床）、短期入所、発達障害者支援センター、
 - 2階：診療所外来（小児科、精神科、整形外科、耳鼻科、歯科）
 - 3階：高知ギルバーク発達神経精神医学センター、会議室（防災拠点スペース） など
 - 北棟 1階：相談部門（中央児童相談所、障害者更生相談所）、会議室（防災拠点スペース） など
 - 2階：リハビリテーション部門、障害児通所部門（肢体不自由、難聴、自閉症）、
 - 3階：一時保護所



（設計時のイメージ図です。）

北棟建築主体工事契約内容

工事名：療育福祉センター・中央児童相談所改築北棟建築主体工事
 契約方法：一般競争入札（H28.10.5落札決定）
 （初回入札4者参加（3者失格）し落札。仮契約日：H28.11.2）
 契約金額：1,863,000,000円（予定価格に対する落札率：97.66%）
 契約の相手方：関西新洋西山・開洋特定建設工事共同企業体（JV）
 工期：平成29年1月から600日（完成期限：平成30年8月26日）

- 28年度建築工事費予算 1,500,359千円
 （うち北棟建築主体工事支出見込：83,835千円）
 ※債務負担行為（H29年度～H30年度）2,412,685千円
 （うち北棟建築主体工事支出見込：1,779,165千円）

新中高一貫教育校校舎新築主体工事整備事業費（平成28年12月県議会 契約締結に関する議案）

契約金額1,461,412,800円〔高等学校課〕

議案の概要

新中高一貫教育校併設中学校の平成30年4月開校に向けて、現在の高知西高等学校の敷地に新たな校舎を建築するための請負契約の締結について、県議会の議決を求めるもの。

校舎新築主体工事契約内容

工事名	新中高一貫教育校校舎新築主体工事
契約方法	一般競争入札(H28.9.30落札決定) (初回入札に6者参加(4者失格)し落札。10月20日仮契約)
契約金額	1,461,412,800円(予定価格に対する落札率90.03%)
契約相手方	三宝(みたら:高知市八反町)・アーキテック(高知市一宮) 特定建設工事共同企業体(JV)
工期 (完成期限)	平成29年1月から15ヶ月(平成30年3月20日)
面積・構造	延床面積:6,390.84㎡、地上4階 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造(多目的ホールの屋根部分)

予算の概要(当該予算額1,670,842千円)

	既計上予算 (H27・28)	債務負担行為 (H29)
設計等委託料(a) ・基本設計委託 ・実施設計委託 ・地質調査委託 ・工事損失事前調査委託	125,694千円 (31,327千円) (71,814千円) (5,612千円) (16,941千円)	
新築工事監理委託料(b)	18,496千円	43,158千円
建築工事請負費(c) ・新築(建築主体)工事 ・新築(電気設備)工事 ・新築(機械設備)工事	358,785千円 (300,752千円) (28,963千円) (29,070千円)	1,956,867千円 (1,370,090千円) (292,847千円) (293,930千円)
新中高一貫教育校 校舎新築工事整備事業費 合計額(a+b+c)	502,975千円	2,000,025千円

事業の概要

新校舎の特徴

中高共用の特別教室を中心に、発表会などが行えるステージも備えた“ランチルーム”や体育の授業や集会などが行える“多目的ホール”を整備。また、探究的な学習などに対応するため、少人数教室の整備や各階の廊下にスタディコーナーを配置する。



一部吹き抜きのランチルーム(3階)



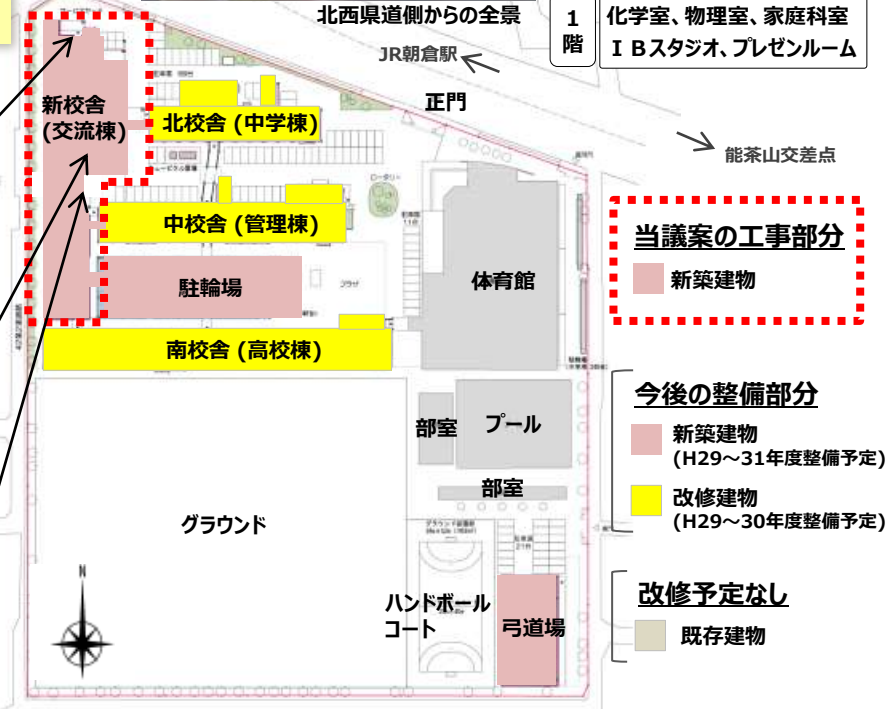
多目的ホール(4階)



スタディコーナー(各階)



北西県道側からの全景



新校舎各階の主な機能

4階	多目的ホール、部室 生徒会室
3階	ランチルーム、音楽室 日本文化学習室(茶室)
2階	生物室、地学室、美術室 書道室、コンピューター室
1階	化学室、物理室、家庭科室 I Bスタジオ、プレゼンルーム

当議案の工事部分

新築建物

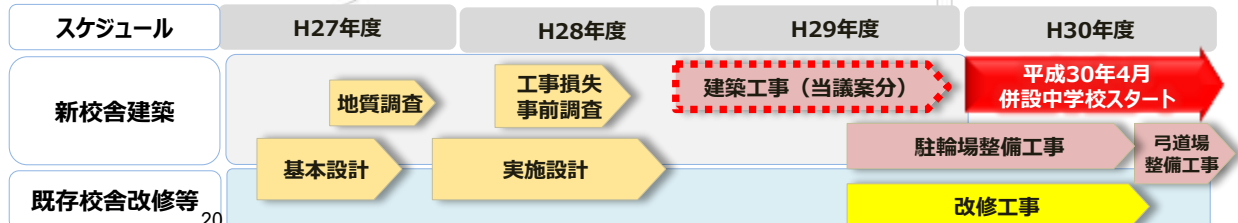
今後の整備部分

新築建物
(H29~31年度整備予定)

改修建物
(H29~30年度整備予定)

改修予定なし

既存建物



高知県公立大学法人第2期中期目標（H29～H34）の概要

第2期中期目標（案）のポイント

全体

第2期中期目標は、一法人化後初めて策定する目標であり、策定にあたっては、全体の構成を見直し、両大学のバランスや統一感にも留意（法人統合に伴う第1期中期目標の変更の際には、応急的に両大学の目標を合体する形で整理）。また、この機会に表現を全面的に見直し。

教育

高知県立大学

地域志向及び国際化を重視し、地域志向においては域学共生の推進、国際化においては留学生の受入れを推進

高知工科大学

技術者としてのベーシックな能力の育成に主眼を置き、卒業後世界で活躍できることを念頭に必要な教育を実施

研究

高知県立大学

国内外に向けて高い水準の研究成果を発信するとともに、研究機能を向上させるため、組織的な教員支援体制を構築

高知工科大学

世界に通用する研究成果を上げるとともに、地域課題の解決に寄与する研究を推進

社会貢献（両大学共通）

地域課題解決につながる教育研究活動の推進

社会人教育の充実・強化

産学官民連携の推進

若者の地方定着の促進

法人統合の効果（両大学共通・法人本部）

教育分野における大学間連携の推進

事務の効率化

平成28年度 12月補正予算(案)の概要

国の経済対策の活用により
県の基盤整備を加速



牧野植物園の魅力を生かした施設の
磨き上げ



1. 5つの基本政策の加速

9億5百万円
(債務負担行為額15億87百万円)

(1) 経済の活性化

- ① 牧野植物園が持つ資源や立地環境を生かした施設の磨き上げを行うため、施設整備に係る測量等を実施
- ② 野菜の選果ラインの処理能力向上や高性能林業機械の導入などにより第一次産業の生産性を向上
- ③ 中山間地域の所得向上に向け生産・販売施設の整備等を総合的に実施
- ④ さらなる寄港拡大に向け外国客船の受入態勢を充実するほか、スポーツツーリズムの推進に向け県管理海岸の改修を実施

(2) 日本一の健康長寿県づくり

- ① 高知家健康パスポートの取組を来年4月よりさらに充実するため、啓発資材の制作やキャンペーンを強化

2. 国の経済対策に応じた公共事業の追加（南海トラフ地震対策などを中心に事業の進捗を促進）など

105億15百万円

- ① 緊急輸送や道路啓開に資する道路の落石対策、橋梁耐震対策の実施や国直轄道路事業の促進
- ② 地震津波や高潮対策のため、堤防耐震の補強や離岸堤の整備、堤体の補強を実施
- ③ ため池の耐震化等の補強工事や津波避難タワーの整備を実施

等

3. その他

△5億14百万円
(債務負担行為額21億60百万円)

- ① 公共工事の端境期対策として、次年度の県単独道路事業の一部に債務負担行為を設定して前倒し発注
- ② 和食ダム建設工事の変更に伴う債務負担行為の追加
- ③ 県立学校におけるネットワークセキュリティ強化のための環境整備
- ④ 県有施設の指定管理に要する管理運営委託料に係る債務負担行為（こうち男女共同参画センターなど3施設）を設定
- ⑤ 人件費の補正（勤勉手当の引上げ、時間外勤務手当の増、新陳代謝等による減）

12月補正予算（案）の全体像

歳入

(1) 歳入 (単位 千円、%)

区分	平成28年度				計 (A+B+C)	前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	12月補正額					
		通常分	経済対策分	小計(B)			
(1) 一般財源	313,853,778	△ 746,422	420,565	△ 325,857	313,527,921	316,270,714	△ 0.9
県税	65,424,531				65,424,531	60,735,424	7.7
地方消費税清算金	27,511,818				27,511,818	30,541,079	△ 9.9
地方譲与税	12,553,000				12,553,000	14,025,000	△ 10.5
地方交付税等 <small>(のうち地方交付税)ア</small>	194,352,000				194,352,000	197,668,000	△ 1.7
<small>(のうち臨時財政対策債)イ</small>	(173,041,000)				(173,041,000)	(172,179,000)	(0.5)
財調基金取崩 <small>ウ</small>	2,417,486	△ 746,422	420,565	△ 325,857	2,091,629	2,923,982	△ 28.5
その他	11,594,943				11,594,943	10,377,229	11.7
(2) 特定財源	156,451,529	△ 2,978,908	14,210,693	11,231,785	167,683,314	154,474,431	8.6
国庫支出金	69,270,415	△ 2,322,604	8,944,801	6,622,197	75,892,612	69,055,946	9.9
県債 <small>エ</small>	49,447,000	△ 710,000	4,685,000	3,975,000	53,422,000	49,174,000	8.6
<small>(のうち退職手当債)オ</small>	(3,000,000)				3,000,000	(3,000,000)	
減債基金 <small>(ルール外分)カ</small>	8,833,031				8,833,031	7,714,609	14.5
その他	28,901,083	53,696	580,892	634,588	29,535,671	28,529,876	3.5
総計 (1)+(2)	470,305,307	△ 3,725,330	14,631,258	10,905,928	481,211,235	470,745,145	2.2

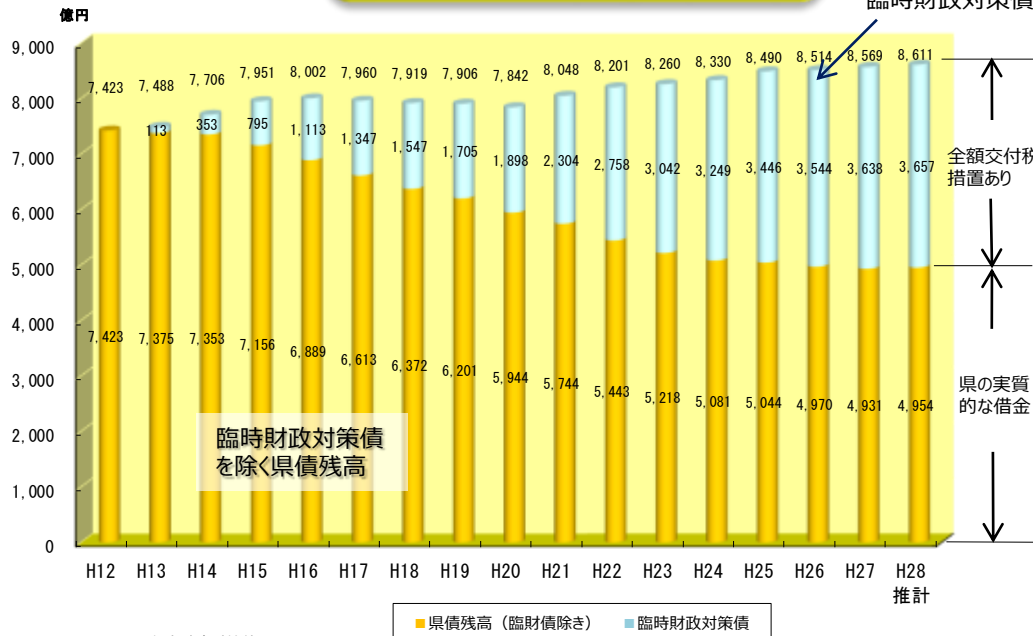
県債計 <small>(オ+カ;再掲)</small>	70,758,000	△ 710,000	4,685,000	3,975,000	74,733,000	74,663,000	0.1
財源不足額 <small>(オ+カ;再掲)</small>	14,250,517	△ 746,422	420,565	△ 325,857	13,924,660	13,638,591	2.1

歳出

(2) 歳出

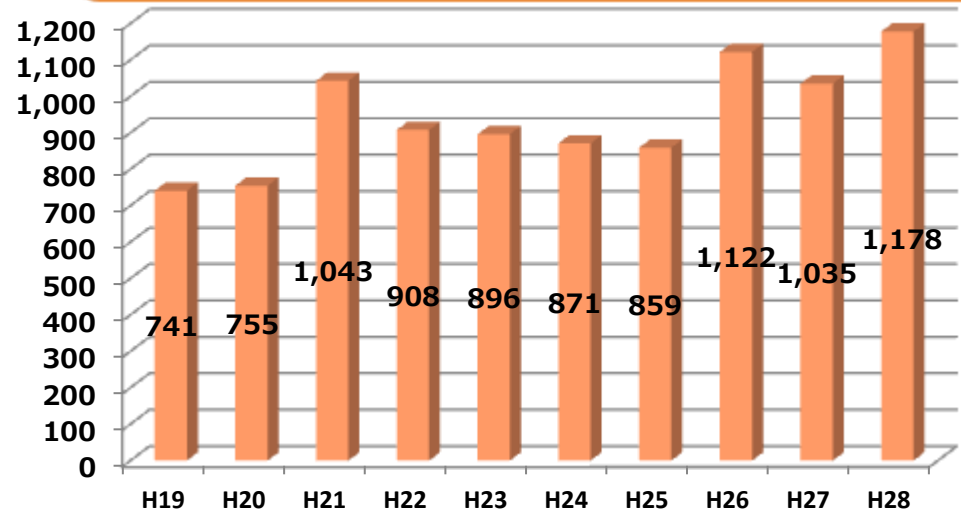
区分	平成28年度				計 (A+B+C)	前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	12月補正額					
		通常分	経済対策分	小計(B)			
(1) 経常的経費	360,055,877	△ 537,648	104,227	△ 433,421	359,622,456	359,864,970	△ 0.1
人件費	118,882,381	△ 676,749		△ 676,749	118,205,632	120,050,145	△ 1.5
<small>(うち退職手当を除く)</small>	(105,133,383)				(105,133,383)	(106,301,147)	(△ 1.1)
扶助費	12,489,579	108,722		108,722	12,598,301	12,212,908	3.2
公債費	70,068,584				70,068,584	69,497,560	0.8
その他	158,615,333	30,379	104,227	134,606	158,749,939	158,104,357	0.4
(2) 投資的経費	110,249,430	△ 3,187,682	14,527,031	11,339,349	121,588,779	110,880,175	9.7
普通建設事業費	106,438,040	△ 3,187,682	14,527,031	11,339,349	117,777,389	103,465,490	13.8
補助事業費	71,904,856	△ 3,192,169	14,431,144	11,238,975	83,143,831	73,414,908	13.3
単独事業費	34,533,184	4,487	95,887	100,374	34,633,558	30,050,582	15.3
災害復旧事業費	3,811,390				3,811,390	7,414,685	△ 48.6
総計 (1)+(2)	470,305,307	△ 3,725,330	14,631,258	10,905,928	481,211,235	470,745,145	2.2

県債残高の推移 (普通会計ベース)



※ 臨時財政対策債
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

普通建設事業費 12月補正後予算の推移



－ 主要な事業の概要 －

経済の活性化

- ・県立牧野植物園の磨き上げ P 4
- ・第一次産業の生産力向上への支援 P 6
- ・中山間地域の所得向上に向けた施設整備等の支援 P 7
- ・豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進（須崎市浦ノ内湾大嶋海岸の整備） P 8

日本一の健康長寿県づくり

- ・高知家健康パスポート事業の充実 P 9

その他

- ・国の経済対策に応じた公共事業の追加 P10

取組の背景

- ・入園者数は平成20年度の年間20万人をピークに減少傾向。（H27：14.4万人）
- ・牧野植物園の持つ貴重なコレクションや立体的な地形などのポテンシャルを生かされていない。
- ・これらのポテンシャルを最大限に引き出し、「世界に誇れる総合植物園」となるよう磨き上げが必要。
- ・このため、8月に有識者や地元の代表者などで構成する検討委員会を設置。磨き上げのための整備構想の検討がスタート。

磨き上げ検討委員会

- 第1回(8月)：園のあるべき姿について意見交換
- 第2回(9月)：基本構想（たたき台）について協議
※魅力・価値を最大化するための方策
- 第3回(11月)：第一期構想（素案）について協議

磨き上げ整備の方向性

◎ 牧野植物園のポテンシャルを最大限に生かす ・オンリーワンのお宝（牧野博士の植物図、植物標本） ・立体地形 ・植物研究 ・五台山という立地や眺望

観光振興への貢献

- ・牧野植物園のお宝（植物図等）を生かす
- ・四季折々の多様な植物や立体地形を生かす
- ・研究型植物園の強みを生かす
- ・五台山の立地を生かす



研究・産業化への貢献

- ・研究活動の一般公開、研究成果の見える化
- ・オープンノベーションの推進
- ・植物の有用成分の分析を加速化



教育への貢献

- ・教育プログラムの充実
- ・第二、第三の牧野博士の育成
- ・生涯学習の場としての利用拡大
- ・体験学習の場としての園地整備



第一期構想の概要（素案）

◆ 市民の誇り(シビック・プライド)の拠点

- ・県民、国民が誇る植物園
- ・世界中の人々に愛される憩いの場

①(仮称)ファミリー園 約1.7ha

- ・子どもから大人までが植物に囲まれて自由に過ごすことができ、五台山からの美しい眺望が見渡せる芝生広場
- ・四季折々のフラワーイベントが開催できにぎわいの場

■ お宝展示スペース

- ・牧野博士が作製した植物図や植物標本などの貴重なコレクションをダイナミックに見ていただく場
- ・植物図の植物（生命）の神秘に迫る芸術的価値を世界に発信し、多くの方々に、本物に出会える喜びや感動を与えられる場
<収蔵品> 牧野博士の植物図：約1,700点
牧野博士の植物標本：約5,500点 他

◆ 知の拠点

- ・内知と外知が響き合うオープンノベーション
- ・未知の価値を創出し、世界に発信する研究型植物園

③(仮称)研究棟・お宝展示館

■ オープンラボトリー

- ・国内外の研究者と共同研究や交流ができる場
- ・学会等のコンベンションが開催できる場

■ 研究成果の見える化・展示

- ・研究活動を来園者に公開する場
- ・世界的に貴重な植物、植物標本、生薬標本などが見学できる場
- ・子どもたちが研究体験や研究者と交流できる場
- ・研究成果の展示や発表をする場

◆ 宝の人材を育成する拠点

- ・子どもたちが自然に親しみ、探究心を育む教育の場
- ・第二、第三の牧野博士を育む世界唯一の植物園

②(仮称)スタディ園 約0.9ha

- ・子どもから大人までが植物と触れ合いながら学んで遊べる広場
- ・能動的学習の場 ・修学旅行の受入の場

■ ヴァーチャルリアリティ・8Kシアター（大型スクリーン）

- ・ヴァーチャルリアリティの圧倒的な臨場感と没入感で、牧野博士が作製した標本や植物図の世界をバーチャル体験し、植物の神秘に迫ることができる場
- ・驚異的な技で描かれた牧野博士の植物図を高精細・臨場感あふれる映像でも体感できる場

ソフト事業

- ・プロモーション強化 ・四季折々のおもてなしイベントの開催
- ・お宝紹介講座の定期開催等の園内ガイドの充実
- ・世界有数の植物園との交流 ・夜の植物園の拡充
- ・外国人観光客の受け入れ態勢の充実(案内表示の多言語化等) 等

- ・海外産生薬のエキス化の加速
- ・牧野ブランドの商品化に向けた研究
(牧野博士にちなんだ有用植物を活かした商品開発)
- ・研究成果の公開・情報発信

- ・教育プログラムや体験教室の充実及び指導者の養成
- ・ガイドボランティアの養成及び活動支援
- ・各種教室の講師の養成及び確保 ・講座の定期開催、教室の充実等

第二期構想における検討課題

- ④ バックヤード(長江圃場)にある貴重な植物の津波浸水対策
- ⑤ 機能強化を支える整備（駐車場の拡張、入り口道路の狭隘解消）



県立牧野植物園の磨き上げ（測量調査等委託料）

「環境共生課」
12月補正予算額 2,160千円
【債務負担】 11,270千円

施設整備のスケジュール

		平成28年度			平成29年度								平成30年度								平成31年度								平成32年度														
		H28 12月	H29 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H30 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月							
全体整備費のイメージ 25億円前後		志国高知 幕末維新博 第一幕													志国高知 幕末維新博 第二幕(予定)																東京 オリ・パラ												
1	(仮称)スタディ園	測量・設計													工事																												
	(仮称)ファミリー園【広場】	測量・設計													工事																												
2	(仮称)お宝展示館・研究棟 VR・8Kシアター (H32年7月～)	用地造成測量・設計													用地造成工事								建築測量・設計								建築工事								お宝館・新研究棟 供用開始				
3	夜間開園 (H30年～)	測量・設計													工事								測量・設計								工事												
■ 第2期構想における検討課題 ・長江圃場の津波浸水対策 ・駐車場対策 ・入口道路の狭隘解消		検討中																																									

第1期構想イメージ図 ※第3回牧野植物園磨き上げ整備基本構想検討委員会資料より



◆ (仮称) ファミリー園

(広さ：約1.7ヘクタール)

- ・子どもから大人までが植物に囲まれて自由に過ごすことができ、五台山からの美しい眺望が見渡せる芝生広場
- ・四季折々のフラワーイベント等が開催できるにぎわいの広場

◆ (仮称) スタディ園

(広さ：約0.9ヘクタール)

- ・子どもから大人までが植物と触れ合いながら学んで遊べる広場
- ・能動的学習の場
- ・修学旅行の受入の場

12月補正 整備候補地の測量調査等委託料

(仮称)ファミリー園・スタディ園の候補地の測量調査等に係る委託料

13,430千円

- ・H28年度：2,160千円
- ・H29年度：11,270千円

＜完成までのスケジュール＞

- ・H29年2月～：用地測量、設計等
- ・H30年2月頃～：造成工事等



H30年秋頃～ オープン

○ **地域地域での「拡大再生産の好循環」をより促進するため、国の経済対策関連予算を活用し、野菜の選果ラインの処理能力の向上や高性能林業機械の導入など、第一次産業の生産力のさらなる向上を支援**

農業分野

○ **産地パワーアップ事業費補助金** 377,942（（国）377,942）

高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費等に対して支援

補助先：市町村 事業実施主体：農業者団体等

補助率：施設整備1/2以内、農業機械リース導入1/2以内等

事業実施主体 (市町村)	品目	事業概要、効果	事業費 (千円)	補助金 (千円)
土佐あき農業 協同組合 (室戸市)	なす	なすの選果ラインの高度化 集出荷貯蔵施設（自動選果ライン等） 〈効果〉 ・処理能力の向上（日量約6トン→9トン） ・縦流れ方式選果ラインの導入による選果品質の均一化等	268,380	124,250
コスモス農業協 同組合 (いの町)	生姜	いの町と越知町の2カ所にある生姜の集出荷場をいの町に 集約し、集出荷施設の機能強化 集出荷貯蔵施設（建物、調製機、予冷库等） 〈効果〉 ・処理能力の向上（年間630トン（2カ所）→707トン） ・組み合わせ計量機の導入による歩留まりの向上等	420,444	194,650
しまんと新一次 産業株式会社 (四万十町)	栗	栗のペースト加工施設の整備 農産物処理加工施設（建物、加工設備、冷蔵庫等） 〈効果〉 ・栗ペーストの出荷による地域での栗加工品の販売額増加 ・栗ペーストの地域内企業への安定供給等	127,532	59,042



集出荷施設



なすの選果ライン



重要品目の生姜



拡大する栗の生産

林業分野

① **木材安定供給推進事業費補助金**

86,608（（国）86,608）

木材の用途別の需要に対応できる中間仕分施設等に原木の安定供給を行うため、搬出間伐及び路網整備に対して支援

・間伐+森林作業道

補助先：室戸市（他10市町村）

補助率：国基準単価による

・林業専用道（規格相当）

補助先：仁淀川町（他3市町）

補助率：国基準単価による



② **原木増産推進事業費補助金**（高性能林業機械導入）

5,165（（国）5,165）

素材生産事業者等の高性能林業機械導入に対する支援

補助先：四万十町森林組合

補助率：1/2以内

（支援内容）

高性能林業機械(ウィンチ付きグラブ)の導入



グラブ



ウィンチ付きグラブ

- 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組むための「中山間地域所得向上計画」に基づき、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

中山間地域所得向上計画の策定

29,000（国 29,000）《地域農業推進課》

「中山間地域所得向上計画」の策定にあたり、施設等の整備計画やマーケティング調査などに要する経費を支援する。

補助先：市町村（室戸市、安芸市、四万十市、田野町、安田町、馬路村、本山町、四万十町）
補助率：定額



農地等の基盤整備

151,125（国 127,875）《農業基盤課》

水田の畑地化や客土等の簡易整備を含む農地の整備、畑地かんがい施設等の水利施設の整備等に要する経費を、地域の实情に応じて支援する。

補助先：市町村（室戸市、安芸市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、馬路村、本山町、四万十町）
補助率：6.5/10以内

（支援内容）
農業用排水路
施設や農作業道の
基盤整備事業



加工施設等の整備

89,000（国 89,000）《地域農業推進課》

収益性の高い農作物の生産拡大を図るため、加工施設等の整備や、加工品等の商品開発・販路拡大の取組に要する経費を支援する。

補助先：市町村（馬路村、本山町）
補助率：1/2以内

（支援内容）
馬路村：馬路村農業協同組合が実施するゆず加工品の包装用機械の高度化等
本山町：（一財）本山町農業公社が実施する新たなブランド米の取組に要する色彩選別機の導入



鳥獣被害対策の実施

37,000（国 37,000）《鳥獣対策課》

中山間地域における農業者等の所得向上を図るため、鳥獣被害防止施設の整備に要する経費を支援する。

補助先：市町村（本山町）、地域協議会
（四万十市有害鳥獣被害対策協議会）
補助率：定額

（支援内容）
鳥獣被害防止施設
（防護柵）の設置



豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進（須崎市浦ノ内湾大嶋海岸の整備）

「港湾・海岸課」12月補正予算額 8,000千円
 「観光政策課、スポーツ健康教育課」

目的

須崎市による「須崎海洋スポーツパーク構想」を県・市連携により推進し、須崎市浦ノ内湾を本県の海洋スポーツの拠点の一つとして整備し、本県のスポーツツーリズムの推進とスポーツの振興を図る。

現状と課題

現在の活動区域は坂内地区のみであるため、受入規模を拡大するためには、活動区域の拡大が必要

整備内容

新たに大島地区をスイミングエリアとして、坂内地区をカヌーエリアとして整備

海洋スポーツ大会の充実やスポーツ体験活動の拡充、2020年東京オリ・パラの事前合宿の受入が可能となる整備を行う。

※OWS：オープンウォータースイミング

1. 大島地区の整備（スイミングエリア）⇒OWS(※)大会・海上スポーツツアー関係・スポーツ合宿関係
2. 坂内地区の整備（カヌーエリア）⇒カヌー競技・スポーツ合宿関係
3. カヌー長距離コースの整備⇒トップチームの合宿に対応するコース整備（合宿受入れ時に設置）

須崎海洋スポーツパーク構想

須崎市立スポーツセンターを活用した海洋スポーツの振興やふれあいと交流の場の創出などにより、須崎市及び須崎市浦ノ内地域の活性化を図る。



整備計画

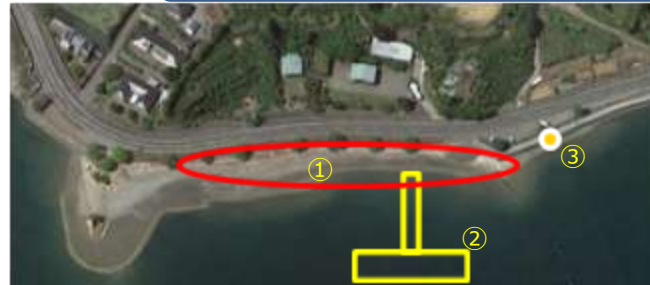
【役割分担】

- ①県で実施 ②～⑧ 須崎市で実施

NO.	整備施設	工事費 (百万円)	整備 年度
①	親水公園の整備	(108)	
②	栈橋整備（新設）	130	
③	海洋スポーツ関連備品（新規）	15	H29
④	トイレ、シャワー等整備（新設）	43	
⑨	OWSコースの整備（大会時）	③対応	
⑦	カヌー広場整備 （パリアフリー、舗装）	-	H28
⑤	艇庫・管理棟（簡易宿泊機能）の設計	7	H29
⑥	体験学習棟・観覧席の設計	10	
⑤	艇庫・管理棟（簡易宿泊機能）の整備（拡充）	123	H30
⑥	体験学習棟・観覧席の整備（拡充）	200	
共通	⑧カヌーコースの整備（パイ等購入）	20	H30
合計		548	-

大島地区整備内容

県管理区域である大嶋海岸において、平成29年10月開催予定のすさきOWS大会までに坂路・歩道の拡幅等を行う。



【県で実施（①）】
 置石の撤去
 砂浜の整地（編みカゴ敷き）
 歩道拡幅
 観客が座れるベンチ機能

【須崎市で実施】
 ②栈橋（新設イメージ）
 ③トイレ・シャワー等整備

工程表

	H28		H29	
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月
実施設計	→			OWS大会
工事	→			

整備後の取組

- ・オリ・パラ事前合宿の招致・スポーツ合宿の誘致
- ・スポーツ大会の開催・スポーツイベントの実施
- ・研修・体験メニューの創出・部活動の充実等

すさきOWS 2017大会

リオ五輪日本代表平井選手（8位入賞）をはじめとする海外オリンピック等を招聘したOWS大会の開催を予定

整備後の期待される効果

【スポーツツーリズムの推進】

スポーツ大会の規模の拡大、スポーツ合宿、体験活動の受入れ増加や個人利用の増加

【海洋スポーツの推進】

トップ選手の受入による練習環境の充実、競技人口の増加、競技力の向上

【障害者スポーツの推進】

バリアフリー化などの環境整備により障害者の海洋スポーツへの参加機会が増加

■経済波及効果試算

県外客増加数① (H27年度→H33年度)	左記に係る県内消費額② (①×1人当たりの県内消費額※ア)	経済波及効果（年あたり） (②×誘発倍率※イ)
6,000人	56,930千円	86,534千円

※ア 1人当たりの県内消費額：高知龍馬マラソンアンケート20,449円、県外観光客動態調査17,470円等
 ※イ 誘発倍率：1.52（県外観光客入込・動態調査による県外観光客の経済波及効果算出の際の誘発倍率）

➡整備後13年目に整備コスト等を上回る

- 整備後13年目の経済波及効果の増加分 **913,591千円**
- 整備等にかかる13年間のコスト **855,000千円**
- 5年目（H33）から最大の経済波及効果発揮
- ・整備費 656,000千円（うち設計費8,000千円）
- ・管理費 13,000千円（毎年）
- ・更新費 15,000千円（5年に1回）
- ・4年目までの累計 134,785千円
- ・5年目以降は、毎年86,534千円を積み上げ

高知家健康パスポートについて

【目的】

壮年期の死亡率の改善を図るため、保険者が実施する予防・健康づくり事業のプラットフォームとして、「高知家健康パスポート」を発行し、県民の健康意識の更なる醸成と健康的な保健行動の定着化を図る。

【仕組み】

- ★健康づくりの取組により交付されるシールを集めてパスポートを取得。
- ★パスポートを参加施設で提示すると割引などの特典。
- ★更にシールを集めるとプレゼントキャンペーンへの参加も可能。



●健診を受ける

- ・特定健診 ・がん検診
- ・人間ドック など



●知る・参加する

- ・健康づくり支援薬局の利用
- ・健康イベントへの参加 など



●楽しく動く

- ・プール、ジム、体育館、ゴルフ、ボウリングの利用 など

【交付実績】

9/1～11/30までに6,512人に交付

- ・取得者の年齢構成は40～50歳代が4割
- ・取得者の5割は健診に絡んだ取得

今後の展開

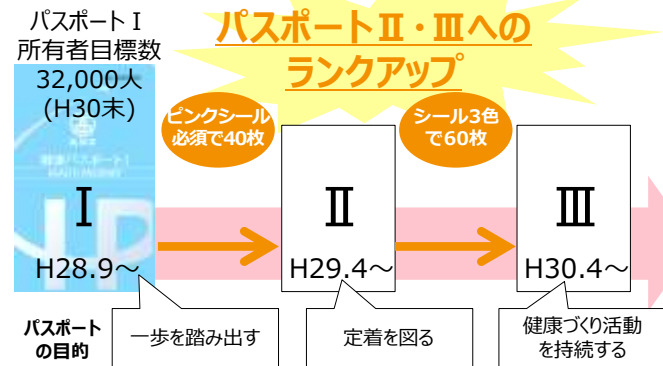
新たにランクアップの仕組みを導入し、それを呼び水としてパスポートへの関心を高めるとともに、健康行動の継続につなげる！

今後の展開

【考え方】 I → II・IIIへのランクアップに伴い、必要なシールの枚数を増やすとともに、特典を充実

	目的（効果）	要件	特典
I	健康づくりに一歩踏み出す	シール2色以上で3枚	・協力店でのサービス ・キャンペーン応募
II (H29.4～)	健診受診と健康づくりの定着を図る	ピンクシール必須・2色以上で40枚 ①健診受診（ピンクシール） 10枚 （ピンクシール1枚を5枚換算） 健診を最重視して必須化及び重み付け ※職場健診・人間ドックで2枚付与、がん検診等で1枚付与 ②運動の習慣づけ（ブルーシール）又はイベントへの参加等（グリーンシール） 30枚 週1回の（シールの対象となる）運動や健康イベントへの参加等が6ヵ月（26週）程度継続されることを目指す	・協力店でのサービス充実 ・キャンペーン充実
III (H30.4～)	積極的な健康づくり活動を継続する	シール3色必須で60枚 ①健診受診（ピンクシール） 10枚 （IIと同じ） ②運動の習慣づけ（ブルーシール）又はイベントへの参加等（グリーンシール） 50枚 週1回の（シールの対象となる）運動や健康イベントへの参加等が12ヵ月（52週）程度継続されることを目指す ※運動習慣＝1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続（国民健康・栄養調査（厚労省）） ※IIIの要件については、健康づくりの成果を取り入れることを検討中	・協力店でのサービスのさらなる充実 ・キャンペーンのさらなる充実

【ランクアップのイメージ】



県民の健康意識の更なる醸成と行動の定着化

補正予算（案）

常時啓発・情報発信の強化（3,102千円【9,080千円】）

- のぼり、ポスター、PRパンフレット、キャンペーンハガキ等

取得促進イベント（702千円【1,728千円】）

- 県独自のイベントの実施、特典利用施設の拡充

ランクアップの仕組みを導入（1,905千円【7,547千円】）

- パスポートランクアップ時のキャンペーン

所有者情報の活用

- 市町村主体の健康づくり事業の展開、市町村への情報提供

※シールを集める手段、協力店での特典を充実するため、市町村や事業所に呼びかけ（例）ウォーキングやジョギングなど日々の健康活動をシールに結びつける仕組み

国の経済対策に応じた公共事業の追加 (1/3)

国の経済対策に応じて、公共・直轄事業については 南海トラフ地震対策など「命を守る」対策を中心に、131億円を計上

- ・ 四国 8 の字ネットワークなどの「命の道」の整備
- ・ 橋梁耐震対策や法面防災対策による緊急輸送道路機能の確保
- ・ 浦戸湾内の地震・津波対策
- ・ 土砂災害対策の促進

(単位：百万円)

1. 道路事業の概要 (6,655)

8 の字関連事業等 (252)

国直轄道路事業費負担金

【3工区 132百万円 (8の字関連等)】

- ・ 窪川佐賀道路
- ・ 高知西バイパス
- ・ 越知道路 ほか

県事業 (8の字関連、I Cアクセス道路)

【2路線 120百万円】

- ・ 国道493号(北川道路 2-2工区)
- ・ 大久保伊尾木線

国直轄道路事業をバックアップし、県事業と併せて8の字関連事業等を推進

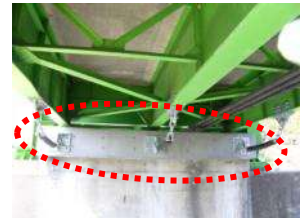


橋梁の耐震対策 (342)

緊急輸送道路や啓開道路等の橋梁を耐震補強し、落橋等の被害を防ぐ

- ・ 大田口停車場線 薬師橋 (大豊町) など44橋

- 橋梁の損傷を限定的なものにとどめ、
- ・ 緊急輸送道路の機能確保
 - ・ 孤立集落の発生を防ぐ



対策実施例

法面の防災対策 (1,239)

緊急輸送道路や啓開道路等における落石対策等の道路法面対策を実施

- ・ 国道194号 いの工区 (いの町) など24工区

(参考) 道路法面防災対策工事

- 法面対策により、
- ・ 災害時の道路網の確保
 - ・ 落石事故等の発生を防ぐ



橋梁・トンネル等の老朽化対策 (1,125)

橋梁・トンネル等の点検を行い、点検結果に基づき効率的・効果的な修繕を実施

- ・ 橋梁、トンネル点検
国道195号曙大橋 (高知市)、
本川大杉線早明浦トンネル (土佐町) など510箇所
- ・ 橋梁修繕
春野赤岡線物部川大橋 (香南市) など21橋

- 5年に1回、道路施設の定期点検を実施
- ・ 損傷程度に応じて修繕計画を策定
 - ・ 計画的な修繕で道路機能を維持



1. 5車線の道路整備事業 (1,403)

- 中山間地域における安全・安心を確保するため、地域の実情に応じた道路を整備
- ・ 西土佐松野線 (四万十市) など22箇所

2. 河川・海岸・港湾・漁港・漁場事業の概要 (1,173)

海岸の地震・津波対策 (417)



【国事業】

○高知海岸の堤防耐震補強 190

【県事業】

○香南市岸本海岸の離岸堤の整備 210



【県事業】

○中土佐町笹場海岸・室戸市平尾海岸の堤体補強等 17

笹場海岸 (施工前)



平尾海岸 (施工前)



漁港・漁場事業 (729)

○室戸岬漁港 防波堤 (耐津波) 補強工事 68

○野根漁港 沖防波堤工事 (延伸) 等 260

○赤岡漁港 護岸機能保全工事 42

○沖の島沖 浮魚礁 (黒潮牧場11号) 再設置工事 359



室戸岬漁港



浮魚礁 (黒潮牧場)

3. 造林事業の概要 (855)

健全な森林の育成のための間伐や多様な森林整備を推進

○間伐、路網整備等 855

・室戸市外29市町村



国の経済対策に応じた公共事業の追加 (3/3)

(単位：百万円)

4. 砂防事業の概要 (1,085)

- 砂防の整備 90
 - ・仁淀川町谷山川外2箇所
- 地すべり対策 260
 - ・大豊町川井外8箇所
- 急傾斜地崩壊対策 590
 - ・四万十市鶴ノ江外22箇所
 - 国直轄砂防事業費負担金 45
 - ・大川村吉野川上流外1箇所
 - ・大豊町怒田・八畝
- 砂防等の基礎調査 90
 - ・調査予定箇所数360箇所
 - 地すべり防止施設点検 10
 - 10箇所

【ハード対策】 住家、要配慮者利用施設、地域防災拠点、避難所など、防災上重要な施設を土砂災害から保全



砂防ダム



地すべり対策事業



急傾斜地崩壊対策

【ソフト対策】 土砂災害警戒区域の指定を推進、砂防設備等の長寿命化計画策定を推進



6. 耕地事業の概要 (2,712)

担い手への農地集積を進めるため、ほ場整備を実施

- 農地の区画整理 438
 - ・四万十市入田地区外 2 地区



農村地域の防災対策として、ため池の耐震化等の整備補強工事や、津波避難タワーなどの農村防災施設の整備を実施

- ため池等の整備 664
 - ・四万十町窪川地区外 8 地区



- 津波避難タワー等の整備 851
 - ・香南市香南南部地区外 5 地区



- 地すべりの防止 408
 - ・大豊町粟生地区外 3 地区



5. 都市計画事業の概要 (660)

- 都市公園事業 640
 - ・春野総合運動公園 屋内運動場人工芝整備工事
ソフトボール場防球ネット整備工事
 - ・土佐西南大規模公園 展望台整備工事
体育館屋根改修工事
- 都市計画街路事業 介良通り線の整備 20



土佐西南大規模公園 展望台
津波避難施設を兼ねた展望台を整備



春野総合運動公園 屋内運動場

1 経済の活性化

NEW

**牧野植物園の施設整備にかかる
測量調査等を実施** 2,160
【債務負担】 11,270
(測量調査等委託料)

牧野植物園磨き上げ整備基本構想の第1期構想の中で、新たに整備を予定している(仮称)「スタディ園」と(仮称)「ファミリー園」の、牧野植物園開園60周年(H30)に合わせたオープンに向け、整備候補地の測量調査等を行う。

委託内容：測量調査等
委託先：未定
委託方法：指名競争入札及び随意契約



(林業振興・環境部 環境共生課)

拡

高収益な作物・栽培体系への転換を支援 377,942
(産地パワーアップ事業費補助金)

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援する。

補助先：市町村
実施主体：農業者団体 等
補助率：1/2以内
補助対象：

- ① 整備事業：集出荷場やハウスなどの施設整備
- ② 生産支援事業：農業機械の導入や果樹の改植、資材の導入に必要な経費等

(農業振興部 産地・流通支援課)

拡

高性能林業機械の導入及び路網の整備等を促進
91,773

国の経済対策に対応し、木材加工施設等に出材を計画する間伐や路網整備、高性能林業機械の導入を支援する。

- (1)木材安定供給推進事業費補助金 86,608千円
補助先：市町村、森林組合、森林経営計画認定者 等
補助率：定額
補助対象：間伐、路網整備

- (2)原木増産推進事業費補助金 5,165千円
補助先：市町村等
補助率：1/2以内
補助対象：高性能林業機械
(ウィンチ付きグラブ) の導入



(林業振興・環境部 木材増産推進課)

NEW

中山間地域の所得向上のための施設整備等を支援 306,125

(中山間地域所得向上支援事業費補助金)

国の経済対策に対応し、「中山間地域所得向上計画」に基づく生産・販売等の施設整備等を支援する。

補助先：市町村、農業者団体 等

補助率：①計画策定分：定額

②施設整備等：1/2以内

③基盤整備分：6.5/10以内

④鳥獣被害総合防止対策分：定額

(産業振興推進部 鳥獣対策課)
(農業振興部 地域農業推進課、農業基盤課)

NEW

須崎市浦ノ内湾大嶋海岸の整備 8,000

(大嶋海岸環境整備実施設計委託料)

須崎市浦ノ内を本県の海洋スポーツの拠点のひとつとして、新たに同市大島地区においてオープンウォータースイミング大会などの海洋スポーツ大会の充実やスポーツ合宿の誘致拡大を図るため、同地区の整備に伴い必要となる坂路・歩道の拡幅や勾配の緩和などに係る実施設計を行う。

委託内容：海岸の環境整備にかかる測量・設計等

委託先：未定

委託方法：指名競争入札



(土木部 港湾・海岸課)

拡

クルーズ客船寄港時の受入態勢の充実 【債務負担】 205,082

クルーズ客船寄港時の高知新港岸壁や高知市中心部での乗客等の受入態勢を充実させ、寄港時の満足度を高めるとともに、客船の更なる誘致と寄港の定着化につなげる。

<岸壁対応>

(1)客船受入等業務委託料 154,001千円【債務負担】

委託内容：①客船寄港時の歓迎行事等の実施

②乗船客の利便性の向上及び交通渋滞の緩和のための
シャトルバスの運行 等

委託先：未定

委託方法：随意契約（プロポーザル方式）

<市街地対応>

(2)客船受入等業務委託料 51,081千円【債務負担】

委託内容：高知市中心部での渋滞対策、臨時観光案内所の設置、市街地における通訳スタッフの配置、日本文化等が体験できるミニイベントの実施 等

委託先：未定

委託方法：一般競争入札



(土木部 港湾振興課)
(観光振興部 おもてなし課)

2 日本一の健康長寿県づくり

拡

高知家健康パスポートの取組の促進 **5,709**
【債務負担】 18,355

(健康づくり推進キャンペーン実施委託料)

本年9月からスタートした高知家健康パスポートについて、啓発資材の作成や広報を強化するとともに、平成29年4月からランクアップの仕組みを導入するなど取組の更なる周知と促進を図る。

委託内容：高知家健康パスポートやチラシ、ポスター等の作成、広報等

委託先：未定

委託方法：随意契約（プロポーザル方式）



(健康政策部 健康長寿政策課)

拡

和食ダム建設事業

【債務負担】 975,439

ダム堤体左岸部の地盤について、再掘削が必要であることが判明したことに対応するため、コンクリート打設の一部にかかる費用を次年度に計上する。

和食ダム建設事業費 975,439千円【債務負担】



(土木部 河川課)

NEW

県立学校におけるネットワークセキュリティの強化

【債務負担】 423,439

(県立学校情報セキュリティ強化対策事業委託料)

児童生徒の個人情報等を扱う校務系(LGWAN系)ネットワークと教材研究等を行う学習系(インターネット系)ネットワークを分離するとともに、授業利用を見据えたインターネット接続用端末として、新たなPCを配付する。

委託内容：無線LAN環境及びPC等の整備
 運用・保守（5年間）

委託先：未定

委託方法：随意契約（プロポーザル方式）

※ LGWAN……地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

(教育委員会 教育政策課)

3 その他

NEW

公共工事の端境期対策 **【債務負担】 101,500**

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

端境期対策

H28	467箇所、288.02億円
	うち県単独事業費 1.02億円【債務負担】
H27	183箇所、209.3億円
	うち県単独事業費 6.3億円【債務負担】

(土木部 道路課ほか)

